## 傍 聴 要 領

## 1 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるにあたっては、次の事項を守ってください。

- ア 新型コロナウィルス感染症対策のため、会場内ではマスクを着用すること。
- イ 会議中は、静粛に傍聴すること。また、のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯 又は着用しないこと。
- ウ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然 と賛否を表明しないこと。また、談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害 となるような行為をしないこと。
- エ 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- オ 会場において、一般傍聴者は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。 だたし、当委員会議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- カーその他、会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 上記1のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。御不明な 点は事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。